附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（関係政令の廃止）

2　平成三十年八月二十日から九月五日までの間の暴風雨及び豪雨による新潟県岩船郡粟島浦村等の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成三十年政令第二百八十八号）は、廃止する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　吉川　貴盛
国土交通大臣　石井　啓一

水産業協同組合法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十四号

水産業協同組合法施行令の一部を改正する政令

内閣は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の一部の施行に伴い、並びに水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十六条の五第一項及び第八十六条の十二の規定に基づき、この政令を制定する。

水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の三の次に次の一条を加える。

（株式等の割当てを受けることができない者等）

第二十二条の四　法第八十六条の五第一項の政令で定める者は、法第八十六条第一項において読み替えて準用する法第二十六条第二項の規定により組織変更（法第八十六条の三第一項に規定する組織変更をいう。次項において同じ。）前の漁業生産組合から脱退することとなる組合員とする。

2　前項の組合員は、法第八十六条第一項において読み替えて準用する法第二十六条第二項の規定にかかわらず、組織変更の日に脱退する。この場合において、法第八十六条第一項において準用する法第二十八条第二項の規定の適用については、同項中「脱退した事業年度末」とあるのは、「組織変更の日」とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（登録免許税法施行令の一部改正）

2　登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十条中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　漁業生産組合

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部改正）

3　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「第八十八条第一項又は」を「第八十八条第一項、」に改め、「第三十七条第一項」の下に「又は水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十六条の三第一項」を加える。

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　吉川　貴盛
内閣総理大臣　安倍　晋三

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十五号

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の施行期日は、平成三十一年四月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
防衛大臣　岩屋　毅

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十六号

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行令

内閣は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第二条第三項、第十条第一項及び第四項並びに第三十条並びに附則第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

（海洋再生可能エネルギー源）

第一条　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項の政令で定めるものは、海域における風力とする。

（促進区域内海域の占用等に係る許可を要する海域の上空及び海底の区域）

第二条　法第十条第一項の政令で定める区域は、海域の上空三百十五メートルまでの区域及び海底下百メートルまでの区域とする。